

公 告

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。
協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。
なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成26年6月18日

国土交通省 関東地方整備局
北首都国道事務所長
石川 雄一

1. 協定の概要

- (1) 名 称 災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所が管理または工事中の施設等に地震・大雨・大雪などの異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内 容 協定書(別添-1)及び協定区間図(別添図)は別添資料のとおり
- (4) 期 間 平成26年8月1日から平成28年7月31日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成25・26年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成11年4月1日以降に、埼玉県内で元請けとして完成・引渡ししが完了した道路の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかの施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項
 (1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 工事の施工実績	<p>① 平成11年4月1日以降に埼玉県内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事の施工実績のうち代表的なものを1件記載すること。 なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績60点未満のものを除く）から選定すること。 また、共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>② 工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式-2とする。</p> <p>④ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい）。 ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。</p>
2) 協定締結希望区間の希望理由	<p>① 協定締結の実施希望区間（複数可とし希望順位をつける）を協定区間図（別添図）を参考に記載すること。</p> <p>② 参集場所から上記①までの移動距離を記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式-3とする。</p> <p>④ 上記の様式-3で記載した参集場所の位置を別図（技術資料補足図面）に図示すること。</p> <p>※参集場所は、自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定すること。 ※参集場所は協定期間中継続的に確保できるものに限る。 ※参集場所が複数ある場合は代表箇所を1箇所定めること。 ※上記②の参集場所から希望区間までの移動距離は、公道を用いた最短距離を記入すること。</p>

記載事項	内容に関する留意事項
3) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況	<p>① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載すること。</p> <p>② 締結している場合（締結手続き中の者も含む）は、協定又は契約別、名称、機関名並びに有効期間を記載すること。 なお、複数締結している場合は、全てを記載すること。</p> <p>③ 他機関からの協力要請と重複した場合であっても北首都国道事務所に協力することができる理由を記載すること。また、協力要請が重複した場合の各機関への協力の優先順位を記載すること。</p> <p>④ 記載様式は様式－４とする。</p> <p>⑤ 記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。</p>
4) 協力要請時に提供可能な建設資機材の状況	<p>① 協力要請時に提供可能なクレーン類、運搬車類、掘削機類、その他（排水ポンプ、除雪機械等）及び備蓄資材の保有状況を記載すること。</p> <p>② 記載内容は、建設資機材毎に名称、規格、数量、所有者（自社・リース会社の別）、保管場所を記入すること。</p> <p>③ 他機関からの協力要請と重複した場合であっても最優先で北首都国道事務所へ提供できる資機材を示すこと。</p> <p>④ 協力要請時に北首都国道事務所の災害応急対策業務に協力するための資機材を確保できる理由を記載すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式－５とする。</p> <p>⑥ 上記②の保管場所を別図（技術資料補足図面）に図示すること。</p> <p>※別様式で提出する図面との兼用可とする。 ※保管場所及び建設資機材は、協定期間中に北首都国道事務所の災害応急対策業務に継続的に確保できるものに限る。</p>
5) 協力要請時の人員配置及び参集場所の状況	<p>① 協力要請時において動員可能な技術者（土木施工管理技士等の資格を保有し監督出来る者）、作業員、オペレータの人員及び参集時間並びに参集場所の状況を記入すること。</p> <p>② 人員は自社、協力会社に所属または手配することが出来る人数とするが、協定期間中、協力要請時に北首都国道事務所の災害応急対策業務のために協力できる人数を記載すること。</p> <p>③ 上記②の人員のうち、他機関からの協力要請と重複した場合であっても最優先で北首都国道事務所に協力する人員を示すこと。</p> <p>④ 平日及び夜間・休日において協力要請時に北首都国道事務所に協力するための人員を確保できる理由を記載すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式－６とする。</p> <p>⑥ 上記①の参集場所を別図（技術資料補足図面）に図示すること。</p> <p>※参集場所は、自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定すること。 ※人員は協定期間中に継続的に確保できるものに限る。 ※参集場所は協定期間中に継続的に確保できるものに限る。 ※担当工区の決定にあたり、代表箇所以外の参集場所も参考とするため、全ての参集場所を様式－６及び別図（技術資料補足図面）に記入すること。</p>

(2) 技術資料の提出

- ① 様式を北首都国道事務所ホームページ(※)からダウンロードにより、入手すること。
※北首都国道事務所ホームページアドレス：http://www.ktr.mlit.go.jp/kitasyuto/
- ② 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効）すること。
 - ・受付期間：平成26年6月18日から平成26年7月9日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
 - ・受付場所：関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課（担当：鶴淵）
〒340-0044 埼玉県草加市花栗 3-24-15
TEL 048-941-4610（管理課直通）
FAX 048-942-8193（管理課直通）
- ③ 提出資料は表紙（様式-1）を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の記載例：1/〇〇～〇〇/〇〇）。
- ④ 提出資料と合わせて入力データを電子媒体（MO、CDのいずれか）で提出すること。
なお、様式-1～様式-6については①でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とすること。図面等の添付資料はPDFファイルとすること。

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査事項及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	選定の着目点
1) 工事の施工実績	<ol style="list-style-type: none">① 平成11年4月1日以降に埼玉県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事の施工実績の発注機関並びに施工規模を審査する。② 工事实績が無い場合は協定を締結しない。
2) 協定締結希望区間の希望理由	<ol style="list-style-type: none">① 協定締結希望区間の希望理由を審査する。 なお、協定を締結する担当区間は、希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し決定する。② 参集場所から実施希望区間までの距離を審査する。
3) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況	<ol style="list-style-type: none">① 協定または契約の締結合計数と北首都国道事務所への協力の優先順位を審査する。② 他機関からの協力要請と重複した場合における北首都国道事務所に協力するための体制を審査する。③ 北首都国道事務所への協力の優先順位が低い場合には協定を締結しない場合がある。

審査項目	選定の着目点
4) 協力要請時に提供可能な建設資機材の状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 提供可能な建設資機材（自社、協力会社、建設機械においてはリース会社含む）について、各種機械類毎の合計台数、各種資材の数量、自社保有率を審査する。 ② 他機関からの協力要請が重複した場合であっても北首都国道事務所以最優先で提供する資機材の種類及び数量を審査する。 ③ 他機関からの協力要請と重複した場合における北首都国道事務所へ協力するための資機材提供の体制を審査する。 ④ 北首都国道事務所への資機材提供の優先の程度が低い場合には、協定を締結しない場合がある。
5) 協力要請時の人員配置及び参集場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 技術員、作業員、オペレーターの出勤可能人員（自社、協力会社を含む）について、出勤するために参集する人員数、技術員、作業員、オペレーターの構成、並びに自社比率を審査する。 ② 他機関からの協力要請が重複した場合であっても北首都国道事務所以最優先で配置する人員の構成及び人数を審査する。 ③ 他機関からの協力要請と重複した場合における北首都国道事務所へ協力するための動員体制を審査する。 ④ 北首都国道事務所への人員配置の優先の程度が低い場合には、協定を締結しない場合がある。

5. 協定締結に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

- ① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に下記の技術審査の各項目を総合的に判断し選定するものである。

なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。

また、他の公共機関と協定若しくは契約を締結している場合には、北首都国道事務所の災害応急対策業務への協力の優先の程度が低い場合には、協定を締結しない場合がある。

(技術審査項目)

- 1) 工事の施工実績
 - 2) 協定締結希望区間の希望理由
 - 3) 他機関との災害応急対策に関する協定または契約の締結状況
 - 4) 協力要請時に提供可能な建設資機材の状況
 - 5) 協力要請時の人員配置及び参集場所の状況
- ② 協定を締結する担当区間は、技術審査項目2)の希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し決定するものである。
- なお、必ずしも希望区間とならない場合、複数区間を担当する場合並びに1つの区間に対し複数社が担当する場合がある。
- また、必要により、協定の区間割りや区間延長を変更する場合がある。
- ③ 提出した技術資料についてヒアリングを行う場合がある。その場合は別途日時等について連絡を行う。(平成26年7月中旬予定)

(2) 協定締結者への通知

- ① 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定したものは、書面により北首都国道事務所長から通知をする。
- ② 通知は、平成26年7月22日(火)を予定する。

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由（非選定理由）を書面により北首都国道事務所長から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、北首都国道事務所長に対して非選定理由の説明を求められることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・ 受付窓口：関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課（担当：鶴淵）
〒340-0044 埼玉県草加市花栗 3-24-15
TEL 048-941-4610（管理課直通）
 - ・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、協定内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・ 問い合わせ先：関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課（担当：鶴淵）
〒340-0044 埼玉県草加市花栗 3-24-15
TEL 048-941-4610（管理課直通）

8. その他

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の信頼性・社会性で「地域への貢献（災害協定等）」の項目で加算評価されるものである。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域への貢献（災害活動実績）」の項目に追加加算評価されるものである。

災害時における災害応急対策業務に関する協定

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは災害時または災害の恐れがある場合における北首都国道事務所所管道路施設の災害に関する早期情報収集及び応急復旧対策（以下「災害応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

本協定は、甲が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪などの異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務及び除雪作業を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2条 災害応急対策業務及び除雪作業の実施区間

災害応急対策業務及び除雪作業の実施区間は、以下のとおりとする。

戸田維持出張所管内 国道298号（副道含む）〇〇市〇〇～〇〇市〇〇

- 2 災害等の状況により、必要な場合には、甲は乙に対し上記に規定する災害応急対策業務及び除雪作業の実施区間以外に出動を要請することができるものとし、乙は原則としてこれに応じるものとする。

第3条 協力要請等

甲は、所管施設に災害が発生または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し災害応急対策業務及び除雪作業の協力を要請することができるものとする。

また、災害応急対策業務を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

なお、乙は災害応急対策業務以外において、実施区間にかぎらず、北首都国道事務所所管道路施設に異常を発見した場合には、甲に報告などの協力を行うものとする。

第4条 災害応急対策業務及び除雪作業の実施体制

乙は、あらかじめ災害時に備え、災害応急対策業務に際し提供可能な建設資機材及び人員の数量（以下「建設資機材等」という。）並びに体制をとりまとめ、甲へ書面により報告するものとする。

また、建設資機材等並びに体制については定期的（6ヶ月程度）に甲へ書面により報告するものとする。

- 2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに、甲に書面により報告するものとする。

- 3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するも

のとする。

第5条 災害応急対策業務内容

甲が、乙に対し協力を要請する災害応急対策業務の主な内容は以下の通りである。

① 緊急点検（パトロール）

所管施設等に災害が発生または発生の恐れがある場合において、施設点検を行い、損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および危険箇所の注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

③ 道路啓開

国道298号本線における緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している障害物の除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動、除雪や排雪並びに冠水時の排水処理等を実施する。

なお、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

④ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

なお、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

⑤ 国道298号の本線、側道、歩道及び横断歩道橋等の部分における除雪、排雪及び凍結防止剤の散布を行うものとする。

⑥ 防災訓練

甲乙間の情報連絡訓練、甲が保有する災害対策用機器等の操作訓練等を行うものとする。

第6条 災害応急対策業務の出動の要請

甲は、乙に対して第3条に基づき、災害応急対策業務の実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

2 別紙に示す気象庁震度観測点において震度6弱以上の震度を観測した場合又は気象庁による震度情報の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。

3 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。

4 乙は、出動要請を受けた場合には、直ちに出動し災害応急対策業務を実施するとともに、速やかに現場責任者を定め、氏名・連絡先を甲に報告するものとする。また第

2項並び第3項により出動した場合においても、同様に可能な限り速やかに報告するものとする。

第7条 災害応急対策業務の指示

災害応急対策業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する戸田維持出張所長(以下「出張所長」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第6条による甲の出動要請が不可能な場合は、乙の判断により災害応急対策業務を行うことができるものとする。

2 前項の乙の判断により災害応急対策業務を行った場合においては、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。

第8条 災害応援業務の実施

乙は、第6条第1項に基づく災害業務の出動要請があった場合には、直ちに出勤し、出張所長の指示に従い、担当区間又は担当範囲において災害業務に着手するものとする。

2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく災害業務に要した時間及び使用した建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

3 乙は、第6条第2項により出動した場合に、出張所長との連絡が可能となった時点で電話等にて速やかにその実施内容等を出張所長に報告するものとする。

4 乙は、第6条第2項により出動した場合に、第2条に定める区間の緊急点検(パトロール)を実施し、所管施設の被害の有無及び被害の状況について、電話等にて出張所長に報告するものとする。

第9条 除雪作業の内容

甲が乙に対し要請を行う除雪作業は、国道298号の本線、側道、歩道及び横断歩道橋の部分における除雪、排雪及び凍結防止剤の散布の他、別途甲の指示に基づく作業とする。

第10条 除雪作業の出動要請

甲は、乙に対して第3条に基づき除雪作業のための出勤を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

2 乙は、出勤要請を受けた場合には、直ちに出勤し災害応急対策業務を実施するとともに、速やかに現場責任者を定め、氏名・連絡先を甲に報告するものとする。また、除雪作業の途中において現場担当者を変更する場合にも同様とする。

第11条 除雪作業の指示等

除雪作業の直接の指示は、出張所長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

2 前項の乙の判断により災害応急対策業務を行った場合においては、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。

第12条 除雪作業の実施

乙は、第10条に基づく出動の要請があった場合には、直ちに出勤し、出張所長の指示に従い、担当区間において除雪作業に着手するものとする。

2 乙の現場責任者は、出動後遅延なく除雪作業に要した時間及び使用した建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

第13条 災害応急対策業務及び除雪作業の実施報告

乙は、災害応急対策業務及び除雪作業を行ったときは、体制、作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

2 緊急点検(パトロール)については所定の日報様式(ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記)を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて、災害応急対策業務及び除雪作業の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

第14条 災害応急対策業務及び除雪作業の完了

乙は、災害応急対策業務及び除雪作業が完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

第15条 建設資機材等の提供

甲から要請があった場合には、特別な理由がない限り、乙は建設資機材等を提供するものとする。

第16条 契約の締結

甲は、第6条及び第10条に基づき、乙に出動を要請(防災訓練除く)したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第17条 費用の請求

乙は、災害応急対策業務又は除雪作業の完了後(防災訓練を除く)、当該業務に要した費用(第4条による乙の建設資機材等を含む)の見積書を甲に提出するものとする。

第18条 費用の支払

甲は第17条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第17条に基づき、その費用を支払うものとする。

第19条 損害の負担

災害応急対策業務及び除雪作業の実施にともない、乙の責に帰する事由により、第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。

2 災害応急対策業務及び除雪作業の実施にともない、甲乙の双方の責に帰さない理由

により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

第20条 有効期限

この協定の有効期限は、平成26年8月1日から平成28年7月31日までとする。

第21条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報もしくは会社更生法・民事再生法の申請等があった場合または協定の履行にあたり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第22条 その他

この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
北首都国道事務所長 石川 雄一 印

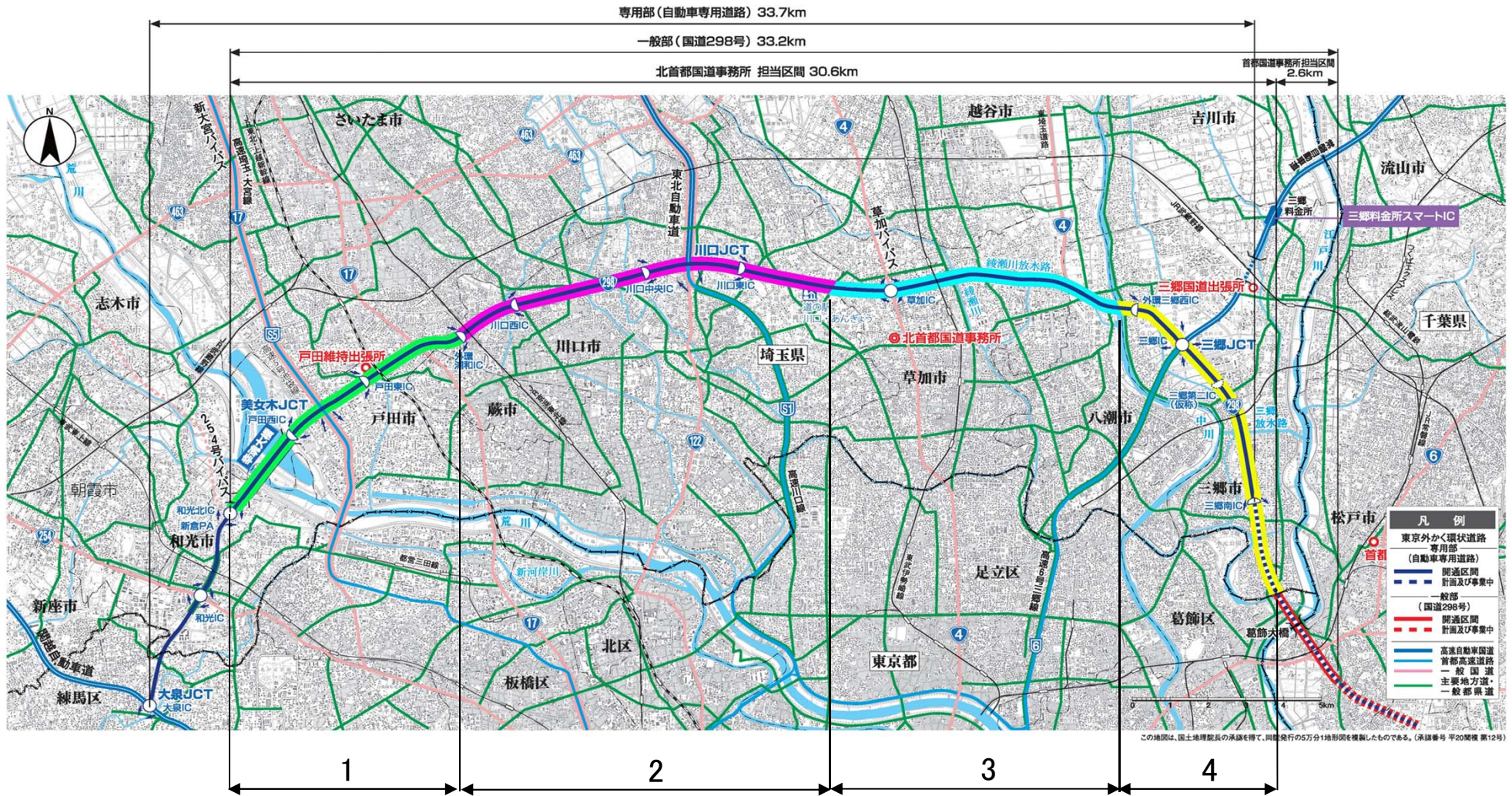
乙 ○○○○株式会社
代表取締役 印

別 紙

対象路線と所管出張所	気象庁震度観測点（H24.6現在）
国道298号 （戸田維持出張所）	和光市広沢 戸田市上戸田 さいたま市南区役所 川口市青木、川口市中青木分室、川口市三ツ和 草加市高砂 八潮市中央 三郷市幸房

災害時における災害応急対策業務に関する協定区間図

別添図



路線	番号	担当区間	距離	Kp	凡例	路線	番号	担当区間	距離	Kp	凡例
R298	1	和光市新倉向田～さいたま市南区文蔵五丁目	6.52	0.00 ~ 6.52	緑色	R298	3	草加市原町三丁目～八潮市大字八條字堤外	6.67	15.58 ~ 22.25	水色
	2	川口市芝富士二丁目～川口市安行吉蔵中道東	9.06	6.52 ~ 15.58	紫		4	三郷市天神一丁目～三郷市高州四丁目	8.32	22.25 ~ 30.57	黄色

記載例

平成〇年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局
北首都国道事務所長 石川 雄一 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇 〇 〇 〇



「災害応急対策業務に関する協定」に参加したく技術資料を提出します。
なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する
者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。
問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 : 〇 〇 〇 〇
部 所 : 〇〇〇本店〇〇部〇〇課
住 所 : 〇〇県〇〇市〇〇番
電 話 番 号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(代) [(内)〇〇〇〇]
F A X 番 号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
E - m a i l : 〇〇〇〇〇〇.jp

2. 本店所在地

名 称 : 〇 〇 〇 〇
住 所 : 〇〇県〇〇市〇〇番
電 話 番 号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(代)

※注：本店とは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載した本店。

※赤字は、記載例

記載例

工事の施工実績

会社名 : ○○○建設株式会社

●工事の施工実績を下表へ記入すること。

工事名称等	工事名	○○○○○○工事	(CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省 関東地方整備局 ○○事務所	
	施工場所	埼玉県○○市○○町地先～埼玉県○○市○○町地先	
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円	
	工期	平成○年○月○日～平成○年○月○日	
	受注形態等	単体 / ○○・○○JV(出資比率○○%)	
工事概要	分野	道路改良工事、維持工事 等	
	工事内容 (工種、規格、寸法、材料、使用数量等を記載する。)	・土工 ○○m ³ ・上層路盤工 ○○m ² ・アスファルト舗装工(表層) ○○m ² ・排水工(円形水路φ300) ○○m ・ブロック積み擁壁工 ○○m ² ・パッチング ○t ・仮設工(鋼矢板打設) 1式 ・橋梁補修 1式 ・鋼材 ○t ・コンクリート ○○m ³	
	施工条件	夜間施工、2/4車線規制、○○○と近接施工(離隔○m) 等	

※注) 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。

※赤字は、記載例

記載例

協定締結希望区間と希望理由

会社名 :

〇〇〇建設株式会社

●協定締結希望区間と希望理由を下表へ記入すること。(複数回答可)

希望順位	希望区間			希望理由
	区間番号	参集場所の住所	参集場所から希望区間までの移動距離(km)	
第1希望	NO. 〇	(代表参集場所①) 埼玉県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	約〇. 〇km (〇〇交差点まで)	・本店、支店が近い区間であるため。 ・建設機械、資材の保管場所に近い区間であるため。 ・過去に当該路線で工事を請負った実績があり、現地状況を把握しているため。等
第2希望				
第3希望				
第4希望				

- ※注) 協定締結の希望区間(複数回答可)と希望理由を記載すること。
 ※注) 付近の参集場所から希望区間までの距離を別図(技術資料補足図面)に図示し提出すること。
 (別様式で提出する図面との兼用は可とするが、各様式に記載する番号等は統一すること。)
 ※注) 参集場所から希望区間迄の移動距離は、参集場所の代表箇所からの最短の移動距離を記入すること。
 ※注) 災害応急対策業務として対応可能な区間について、希望順位を記載すること。

※赤字は、記載例

記載例

他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況

会社名 : ○○○建設株式会社

- 他機関と協定または契約を締結している場合は、下表に全て記入すること。
- 北首都国道事務所からの協力要請が、他機関からの要請と重なった場合の優先順位を記入すること。

他機関番号	優先順位	協定・契約の別	名称	締結機関名	有効期間
	2	○ 協定 契 約	<今回の協定> 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」	北首都国道事務所	<予定期間> 平成28年7月31日まで
1	3	○ 協定 契 約	○○○災害協定	○○県	○年○月まで
2	1	○ 協定 契 約	○○○災害協定	○○市	○年○月まで
3	4	○ 協定 契 約	○○○災害協定	○○市	○年○月まで
		協 定 契 約			

※注) 上表にて記載した協定書または契約書の写しを提出すること。
 ※注) 上表の協定・契約の別欄は、該当項目に「○」を記入すること。
 ※注) 上表に記載しきれない場合は、適宜挿入すること。

- 他機関からの協力要請が重複した場合であっても北首都国道事務所に協力できる理由を記載すること。
 (上記で他機関等で協定又は契約を締結している場合に記載する。)

・災害応急対策の協定を締結している○○市は当社本店の所在地であり、また同市は主な請負先であることから、最優先で人員・資機材の投入を行いたい考えである。

・その他の○○県や○○市と締結している協定担当区間は当社の本店、支店並びに資材置き場などから○○km程度離れた位置にあるのに対し、北首都国道事務所における協定担当希望区間は○○や○○から○km程度と近傍である。

・当該希望区間の協定締結に至った場合には、当社において北首都国道事務所への人員・資機材の投入を優先的に行うことが可能である。

・当社は、県内の○○並びに○○地域に複数の協力会社と契約をしており、北首都国道事務所を含む全ての協定締結機関に対し、同程度の人員・資機材を投入できる体制である。

・資機材については、別途○○リース会社や○○プラントを所有する○○会社と契約しており、災害応急対策の資機材を必ず確保できる体制となっている。

※赤字は、記載例

記載例

協力要請時に提供する建設資機材の状況

会社名 : ○○○建設株式会社

- 協力要請時に北首都国道事務所の災害応急対策業務のために提供可能な資機材を下表へ記入すること。
- 北首都国道事務所並びに様式-3に記載した他機関からの協力要請が重複した場合であっても北首都国道事務所へ最優先で提供できる資機材には「北首都国道最優先」の欄に◎印を付け数量を記載すること。
- 協力要請時に北首都国道事務所に協力するための人員を確保できる理由を、平日時並びに夜間・休日時毎に記載すること。

建設機械名称	規格	単位	数量	保管場所	所有者	北首都国道最優先		備考
クレーン	ホイール式、25t吊り	台	○	資材置場②	リース	◎	うち○台	
ダンプトラック	10t積み	台	○	資材置場①	自社	◎	うち○台	
トレーラー	大型、低床、40t	台	○	資材置場②	リース			
バックホウ	0.7m ³ 、クローラー	台	○	資材置場①	自社	◎	うち○台	
バックホウ	0.7m ³ 、クローラー	台	○	資材置場③	協力会社	◎	うち○台	
ホイールローダ	バケット1.5m ³	台	○	資材置場②	リース			
高所作業車	自走式、ブーム型、12m	台	○	資材置場②	リース			
クレーン付きトラック	4t車2t吊り	台	○	資材置場①	自社			
資材名称	規格	単位	数量	保管場所	所有者	北首都国道最優先		備考
クラッシャーラン	0~40	m ³	○	資材置場①	自社	◎	うち○m ³	
山砂		m ³	○	資材置場①	自社	◎	うち○m ³	
割栗石	150~200	m ³	○	資材置場①	自社	◎	うち○m ³	
H鋼	H300*300	t	○	資材置場①	自社			
敷鉄板		枚	○	資材置場③	協力会社			
トンパック		袋	○	資材置場③	協力会社			

【協力要請時に北首都国道事務所に協力するための資機材を確保できる理由】

- ・当社では○○○○を○台所有し、常に稼働しているのは○台程度であり、通常は、協定希望区間に隣接する資材置き場に○台程度の余裕があるため、緊急時には、他機関からの要請と重複した場合であっても優先的に北首都国道事務所へ○台程度を提供することが可能。
- ・○○○○については、○○リース会社と契約を結んでおり、緊急時においても優先的に北首都国道事務所に○台程度を提供ができる体制となっている。
- ・○○○○については、○○であることから自社において常に備蓄がある他、協定希望区間の近隣にあるプラントを所有する○○会社と契約を結んでおり、他機関からの要請と重複した場合であっても優先的に必ず○○程度を提供できる。

※注) 協定期間中、継続的に北首都国道事務所の災害応急対策業務のために提供できるものを記載すること。
 ※注) 使用に際して条件が付く場合には、備考欄にその旨を記入すること。(例えば、「オペレーター別途必要」)
 ※注) 欄が不足する場合は適宜挿入すること。

※赤字は、記載例

記載例

協力要請時の人員配置及び参集場所状況

会社名：〇〇建設株式会社

- 協力要請時に北首都国道事務所の災害応急対策業務のために動員できる人員について、出勤のために参集場所へ参集可能な人員数を自社・協力的会社別に下表へ記入すること。
- 北首都国道事務所並びに様式-3に記載した他機関からの協力要請が重なった場合であっても北首都国道事務所へ最優先で配置する人員を記入すること。
- 協力要請時に北首都国道事務所に協力するための人員を確保できる理由を、平日時並びに夜間・休日時毎に記載すること。

参集先番号	参集場所	勤務地区分 (本店、支店、 営業所、リース 会社等)	住所	配置人員区分	自社・協力的 会社分類	人員								人数 小計	参集場所までの時間													
						監督者 (技術者 等)	作業員	オペレータ				平日(人数)			夜間・休日(人数)			30分 以内	1時 間以 内	2時 間以 内	3時 間以 内	3時 間超	30分 以内	1時 間以 内	2時 間以 内	3時 間以 内	3時 間超	
								資格区分				30分 以内	1時 間以 内		2時 間以 内	3時 間以 内	3時 間超											
								クレーン 類	運搬車 類	掘削機 類	その他																	
①	参集場所①	本店	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	総参集者	自社	5	6	1 (1)	1	1 (1)	1 (1)		12 (1)	12	0	0	0	0	2	5	1	0	3					
					協力的会社	2	12	3		2	3 (2)	2 (2)	17	5	12	0	0	0	0	0	10	7	0	0				
				このうち、 北首都国道事務所へ の最優先配置人員	自社	4	5	1 (1)	1	1 (1)	1 (1)		10 (1)	9	0	0	0	0	0	0	5	1	0	3				
					協力的会社	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
②	参集場所②	営業所	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	総参集者	自社	3	0	0					3	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0					
					協力的会社	2	10	2		2	2 (2)		14	6	8	0	0	0	0	6	8	0	0	0				
				このうち、 北首都国道事務所へ の最優先配置人員	自社	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
					協力的会社	1	5	0					6	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0				

【協力要請時に北首都国道事務所に協力するための人員を確保できる理由】

①平日の動員体制(勤務時間内)

- ・当社は〇〇人の技術者と作業員がいるが、〇〇県や〇〇市からの協力要請に応じてこれらに一定の人員を配置する必要があるが、北首都国道事務所からの協力要請と重なった場合には、常時本社勤務している自社の技術者〇〇人、作業員〇〇人並びにオペレーター(〇〇類)〇人を北首都国道事務所へ優先的に動員が可能。
- ・通常、〇〇市内付近で何件かの工事を請け負っており、技術者や作業員が張り付いているので、北首都国道事務所からの協力要請による緊急時にはこれらの現場から協力的会社の技術者〇〇人、作業員〇〇人程度を回すことが可能。
- ・他機関から協力要請がない場合には、北首都国道事務所への配置人員を〇〇人程度増員する。

②夜間・休日の動員体制(勤務時間外)

- ・夜間は職員寮が〇〇市内にあり、また同市内に協力的会社を有しているため、これらの技術者・作業員を動員可能。
- ・休日及び連休中には単身赴任者や遠方に在住している者がおり北首都国道事務所への配置人員のうち〇〇人は参集困難となるが、近隣に在住の技術者〇〇人、作業員〇〇人、オペレーター(クレーン類)〇人、(運搬車類)〇人、(掘削機類)〇人、(その他機械)〇人を北首都国道事務所へ動員が可能。
- ・他機関から協力要請がない場合には、北首都国道事務所への配置人員を〇〇人程度増員する。

※注) 協定期間中、継続的に北首都国道事務所の災害応急対策業務のために動員できる人員を記載すること。

※注) 参集場所の選定は、自社または協力的会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定するものとする。ただし、選定する参集場所は参集後の移動手段が確保されていること。

※注) 参集場所の位置を別図(技術資料補足図面)に図示し提出すること。(別様式で提出する図面との兼用は可としますが、各様式に記載する番号等は統一して下さい。)

※注) 参集場所については、勤務地区分と住所が判別できるように記入するとともに、提出する別図(技術資料補足図面)と対比できる番号を記入すること。

※注) オペレータの「資格区分」は該当する資格数を記入すること。(1人で複数の資格があれば複数回答可)

(参考)

- ・クレーン類:ホイールクレーン、ラフタークレーン等
- ・運搬車類:ダンプ、トラック、トレーラー等
- ・掘削機類:バックホウ、ショベル、ブルドーザ等
- ・その他:モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械等

※注) 欄が不足する場合は適宜挿入すること。

※注) 担当工区の決定にあたり、代表箇所以外の参集場所も参考とするため、表中並びに別図(技術資料補足図面)に全ての参集場所を記入すること。

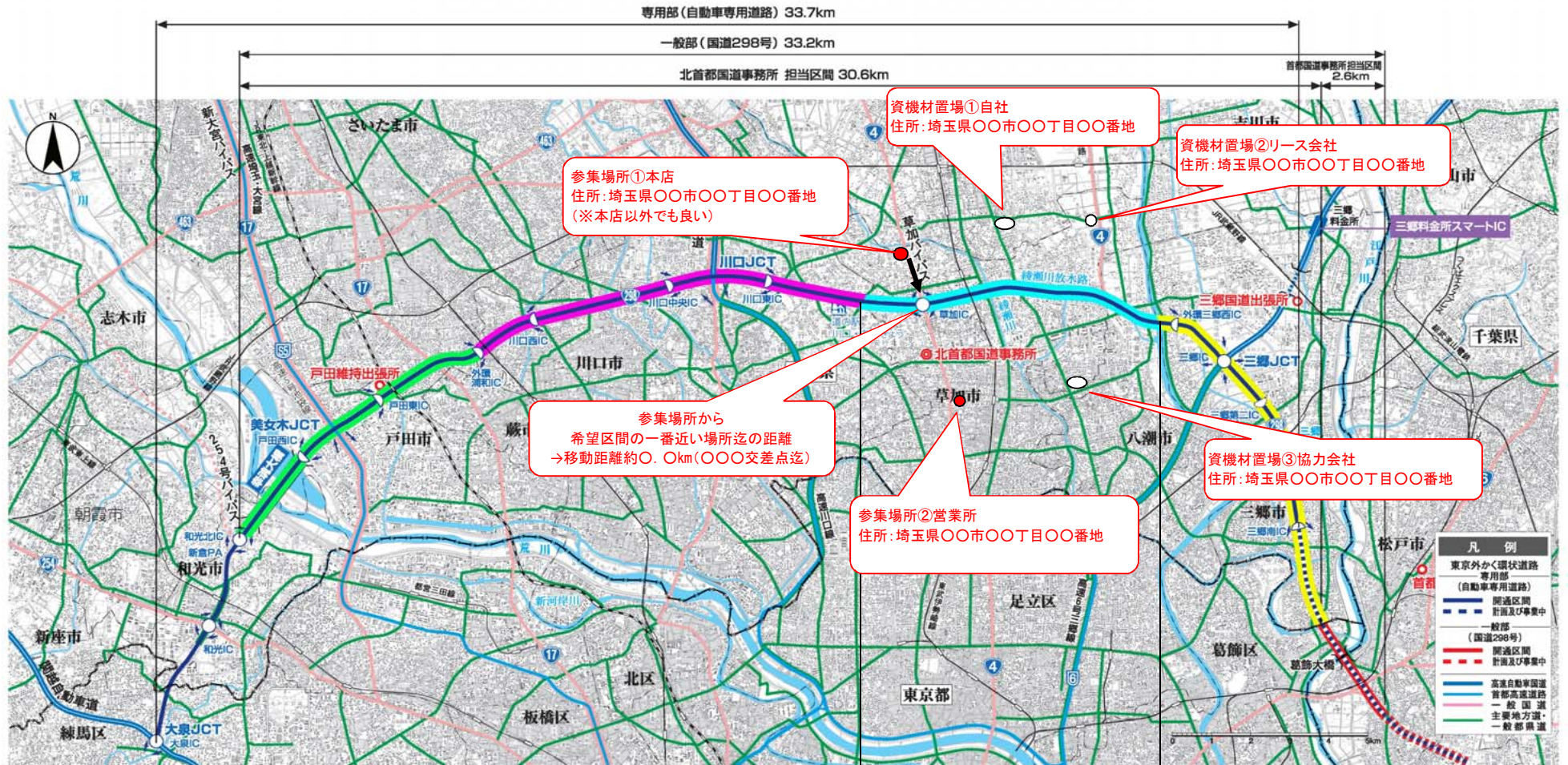
※注) 平日とは、勤務時間中、また、夜間・休日とは勤務時間外とする。

※赤字は、記載例

[○/○]

記入例

別図：技術資料補足図面
(会社名：〇〇〇建設株式会社)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平20第幾 第12号)

凡例

- : 参集場所
- : 資機材置場